

他人事ではない！相続税はあなたにもかかるかも！？

【相続税】と聞いて自分には関係ないと思ったあなた、他人事だと思っていると思われぬ課税があるかもしれませんよ！

かつてはお金持ちの税金だと考えられていた相続税ですが、平成27年に大きな改正があり身近な税金になりました。それまで4%台前半だった相続税が課税される人の割合が、改正により倍増して8%ほどになっています。12人～13人に1人は相続税が課税される時代になっているのです。

この改正の大きなポイントは、基礎控除という税金の計算から控除される金額が大幅に引き下げられたところにあります。例えば夫婦と子1人のサラリーマン家庭では、改正前には6000万円まで税金がかかりませんでした。改正後には4200万円から税金がかかるようになりました。4200万円はサラリーマン家庭にとってあり得ない金額だと思いますか？仮に30歳からコツコツと毎月5万円貯めたとします。30年間続けると1800万円の預貯金になります。次に親から自宅を相続していたとします。土地と建物の評価額が2000万円だとすると先ほどの預貯金と合わせて3800万円の財産です。

さらに、相続税では現在手元のない財産でも税金の対象になることがあります。その代表例が生命保険金です。生命保険は、先ほどの基礎控除の他に（相続する人の数×500万円）の控除がありますが、妻と子に1000万円ずつ生命保険金が渡るようにかけていたとすると、2000万円－（相続人2人×500万円）＝1000万円が相続税の対象になります。預貯金1800万円＋自宅不動産2000万円＋生命保険1000万円で合計4800万円…意外と身近に感じませんか？

このように、生命保険などのご自分で認識していない財産を含めると相続税がかかってしまうケースは意外とあります。生命保険金の他にどんな財産が相続財産になるのか？どんなことに気をつければ相続税がかからないのか？相続税がかかるとしても少しでも節税したい！そんな疑問やご要望にお応えするために今後セミナーを開催していきますので是非気になるかたはご来場ください！

JBAグループ
税理士/不動産鑑定士/行政書士/宅地建物取引士/MRICS
合田 英昭

ちょっとひととき

第二弾は、【世界遺産アユタヤ遺跡】です。アユタヤはバンコクの北80キロに位置し、車で約2時間。（私達はオプションツアーを利用して訪れました。）ここはアユタヤ王朝の都として1350年から約400年間栄え、当時は日本人街も出来るなど、日本とも深い繋がりがあったそうです。その後ビルマからの度重なる交戦で衰退する事となりますが、当時の遺跡が世界遺産となり歴史公園として保存されています。公園内では、象乗り体験もできるという事で期待はふくらむばかりです。タイでは太古の時代より、象は国民によって飼育され、戦いの場では国王や戦士をその背に乗せ、国を守るべく戦ったそうです。国家の威厳の象徴であると共に、タイ国民にとって最も身近な動物でもあるのです。

タイ人のガイドさんは流暢な日本語で王宮跡を案内してくれます。広大な敷地の中は一つの街のようです。王族の住む居住区、政（まつりごと）を司る政権区、たくさんの仏像が立ち並び現在も訪れた人々が祈りを捧げる寺院区…。当時は白い外壁だったそうですが、時の流れと共に剥がれ落ち外観は茶色く変色しています。

広大なアユタヤ歴史公園の中で有名なのは、大木の中から顔を覗かせるブツダの像ではないでしょうか。大木の根に絡みつかれるように、顔の部分だけが露出しているのは、戦いの時に倒され頭部だけになってしまった仏像の周りに、時の流れと共に木の根が絡みついてしまったからだそうです。雑誌やTVなどでご覧になった事がある方も多いのではないのでしょうか。しかし、この仏像の顔、少しずつ木の根が成長し、見えている部分が小さくなっているそうです。将来的に全て見えなくなってしまうかもしれません。

ここアユタヤでも印象的だったのは、敷地内に多くの仏像が立ち並ぶなか、その場にひれ伏すように祈りを捧げるタイ国民の姿でした。その後、楽しみにしていた象乗り体験ですが、それは次回のお話で…。



宮田 昌美

親切・丁寧・わかりやすい

要予約・参加無料
※定員になり次第締め切りとなります

ドリーマー 終活セミナー

相続対策
相続税対策
編

第1部

「終活とは」

10:00～10:30

株式会社ドリーマー 石川



第2部

「今だから聞ける
やさしい相続の基本と対策」

10:30～11:30

講師：株式会社やまびこトータルいふさぼーと
相続事業継続コンサルタント 進藤裕介



第3部

「税制改正で他人事ではなくなった！？
相続税のかかる人 かからない人」

11:40～12:40

講師：JBAグループ四国支社長 税理士・不動産鑑定士
・行政書士・宅地建物取引士・MRICS 合田 英昭

日時 平成30年9月22日(土)
10:00～ セミナー
12:40～ 昼食(お弁当付)
個別相談会あり

場所 ドリーマー中萩葬祭館
新居浜市本郷1-14-20
TEL 0897-66-1900



お問合せ及び参加申し込みは
☎ 0120-44-5880
まで

ドリーマー社員大募集!! まずはお電話を!!

ドリーマーではお客様にご満足していただけるサービスを提供するためスタッフを募集しております。

【正社員】 基本給 187,000円～
293,000円
(休日/月6日、有給あり、賞与年2回、社保完備)



【献茶スタッフ】 時給 800円～1,100円
(出勤可能な希望日 要相談)



セレモニーにおける会館でのお飲み物のお配りや、式場のご案内など接客が主な仕事です。

【営業パート】 時給 800円～1,500円
(週4日)



冠婚葬祭においてドリーマー会員の必要性を伝えながら、会員募集営業をするお仕事です。

お仕事をお考えの方!!
私たちと一緒に働きましょう!!
未経験からはじめたスタッフがほとんどです。知識経験がなくてもマンツーマン指導で、しっかりと仕事を覚えることが出来る環境です。ご連絡をお待ちしております。

募集に関するお問い合わせは
0897-35-1110

担当 戸田 まもる みらい あい



まほろば

第57号



株式会社ドリーマー
ご葬儀かわら版

☎ 0120-44-5880